

年金記録確認長崎地方第三者委員会（第13回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月5日（木）13時30分から16時

2 場 所 長崎行政評価事務所会議室（5階）

3 出席者

（委員会）佐藤委員長、山口委員長代理、池田委員、谷向委員、溝口委員
（長崎行政評価事務所）小川事務室長、小川主任調査員 ほか

4 主な議題

- (1) あっせん案の審議
- (2) 申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 継続審議となっていた1事案（国民年金）について審議を行い、あっせん案の決定を行った。
- (2) 長崎社会保険事務局から転送された申立事案の審議を行った。これらの事案については、引き続き、審議を継続することとされた。
- (3) 次回の委員会は、11月15日（木）、13時30分から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認長崎地方第三者委員会（第14回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月15日（木）13時30分から15時55分

2 場 所 長崎行政評価事務所会議室（5階）

3 出席者

（委員会）佐藤委員長、山口委員長代理、谷向委員、溝口委員

（長崎行政評価事務所）桜井所長、小川事務室長、小川主任調査員 ほか

4 主な議題

- (1) あっせん案の審議
- (2) 申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 継続審議となっていた3事案（国民年金）について審議を行い、いずれもあっせん案の決定を行った。
- (2) 長崎社会保険事務局から転送された申立事案（継続事案、新規事案）の審議を行った。これらの事案については、引き続き、審議を継続することとされた。
- (3) 次回の委員会は、11月22日（木）、13時30分から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認長崎地方第三者委員会（第15回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月22日（木）13時45分から16時45分

2 場 所 長崎行政評価事務所会議室（5階）

3 出席者

（委員会）佐藤委員長、山口委員長代理、谷向委員、池田委員、溝口委員
（長崎行政評価事務所）桜井所長、小川事務室長、小川主任調査員 ほか

4 主な議題

- (1) あっせん案の審議
- (2) 申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

- (1) 継続審議となっていた3事案（国民年金）について審議を行い、いずれもあっせん案の決定を行った。
- (2) 長崎社会保険事務局から転送された申立事案（継続事案8件、新規事案1件）の審議を行った。これらの事案については、引き続き、審議を継続することとされた。
- (3) 次回の委員会は、11月26日（月）、14時から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認長崎地方第三者委員会（第16回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月26日（月）14時から16時50分

2 場 所 長崎合同庁舎共用大会議室（6階）

3 出席者

（委員会）佐藤委員長、山口委員長代理、谷向委員、池田委員、溝口委員、塩飽委員、
松本委員、森委員

（長崎行政評価事務所）桜井所長、小川事務室長、小川主任調査員 ほか

4 主な議題

- (1) 長崎行政評価事務所長あいさつ
- (2) 委員会の審議状況及び今後の運営について
 - ・長崎地方第三者委員会における申立の受付・審議状況
 - ・長崎地方第三者委員会運営規則の改正について
 - ・部会の設置について
- (3) 申立事案の審議
- (4) その他（フリートーキング、次回日程等）

5 会議経過

- (1) 桜井長崎行政評価事務所長から、次のとおりのあいさつがあった。

本日付で、新たに委員に就任していただいた3名の先生方には、快く委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。

年金記録確認第三者委員会は、年金記録について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収証などの物的証拠をお持ちでない方々からの申し立てについて、御本人の立場に立って申し立の内容を十分に酌み取り、様々な関連資料を検討して、記録訂正に関して公正な判断を示すことを任務として、去る6月25日に中央委員会が発足したところであり、7月12日には、全国50箇所地方委員会が設置されたところである。

長崎地方第三者委員会では、5人の委員を迎えて、7月13日に第1回目の会合を開き、その後、先週までに15回の会合を重ねた結果、合計69件の申立事案のご審議をいただき、いずれも国民年金であるが9件のあっせん案を示していただいたところである。

一方で、第三者委員会への申立件数は、11月18日現在、全国で2万6,700件を超えており、当委員会への申立件数も、441件と当初の予想を超えるペースで増え続けていることから、10月に政府として閣僚会議を開き、第三者委員会令を改正して、

委員増を図ることとされ、本日付で、各地方委員会に新たに委員が任命されたところである。このような、体制を含めて、今後、一層迅速な審議を進めていく必要があると考えているところである。

委員の皆様には、この重い任務に対するご協力に改めて感謝申し上げるとともに、今まで以上に活発なご審議をお願い申し上げます。

- (2) 事務室から、現在までの委員会における申立事案の受付状況及び審議状況について説明があり了承された。
- (3) 事務室から長崎地方第三者委員会運営規則の改正について説明があり、案のとおり決定された。
- (4) 事務室から、委員会に2部会を設置する件及び各部会への所属委員について説明があり、案のとおり了承された。

また、設置された2部会の開催は、1月の下旬とし、それまでの間は、8人の委員による委員会方式で運営されることとなった。

- (5) 長崎社会保険事務局から転送された申立事案の審議を行った。これらの事案については、引き続き、審議を継続することとされた。
- (6) 次回の委員会は、12月5日（水）、13時30分から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕